

「家庭の教育力」について

1 行政上の位置づけ

平成 18 年 12 月に施行された改正教育基本法において、「家庭教育」という条項が盛り込まれ、家庭教育の支援の国や地方公共団体の役割が明記された。

教育基本法

第 10 条 父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自立性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供をその他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

これを受けて、現行の西東京市教育基本計画（H21～H25）では、「家庭の教育力の向上を支援します」を施策として掲げ、地域ぐるみでの家庭教育支援の関係づくりに取り組んでいる。

- ◇各種ネットワークの連携促進
- ◇家庭教育支援に関する課題・情報の共有
- ◇公民館における地域ぐるみの子育て支援環境づくり
- ◇家庭教育支援の専門家・協力者の活用

2 社会背景

小学校に入学したばかりの 1 年生が集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が継続する状態（小 1 プロブレム）が社会問題化するにつれ、就学前の幼児教育や保護者の養育態度が注目されるようになった。

少子化、核家族化や情報の氾濫などにより、子どもを取り巻く環境が変化し、複雑化している。テレビ・電子ゲームなど子どもが一人遊びする傾向が増大し、戸外で思い切り遊ぶ姿が減ってきている。また、家庭や地域社会における教育力の低下や人間関係の希薄化が課題視されるようになってきている。

「小1 プロブレムと幼小連携に関する調査」

(平成 19 年 8 月の東京学芸大学の調査に対する全国の教育委員会の回答)

【学級の状況】(複数回答)

- 1 授業中に立ち歩く児童がいる。(930)
- 2 学級全体での活動で各自が勝手に行動する。(881)
- 3 よい姿勢を保つことができない児童が多い。(593)
- 4 少数の児童の影響で全体が授業に集中できない。(589)
- 5 教員の指示が学級全体に行き届かない。(520)
- 6 自分の持ち物を整理できない児童が多い。(194)
- 7 日常のあいさつができない児童が多い。(134)

など

【発生理由】(複数回答)

- 1 家庭におけるしつけが十分でない。(868)
- 2 児童に自分をコントロールする力が身についていない。(779)
- 3 発達障害を持つ児童への対応が困難である。(680)
- 4 児童の自己中心的傾向が強い。(603)
- 5 人間関係が希薄になっている。(518)
- 6 児童の変化に今までの教員の指導方法では対応できない。(470)

など